

分かりづらい税金の疑問もすっきり解決!



ご提出いただく償却資産申告書には、マイナンバーの記入が必須となりますので、個人番号12桁または法人番号13桁をご記入ください。

**問合せ先** 役場 税務課  
内線 178・179

### 令和元年分所得税確定申告について

津島税務署では、所得税、個人事業者の消費税および贈与税の確定申告会場を次のとおり開設します。

**とき** 2月17日(月)～3月16日

(月)午前9時～午後5時

※土日・祝日は開設していませんが、2月24日(月)・3月1日(日)に限り開設します。

**ところ** 津島商工会議所

**注意** 申告書の作成には時間を要しますので、午後4時までにお越しください。なお、会場の混雑状況により、案内を早めに終了する場合があります。

**問合せ先** 津島税務署

☎ 0567(26)2161

※電話は自動音声により案内していますので、音声案内に従い「2」を選択してください。

### 国税庁ホームページ

📄 <https://www.nta.go.jp>

### 役場での申告について

役場会場でも臨時に受け付けを行います。

**とき** 2月17日(月)～3月16日(月)

※土日・祝日を除く午前9時～午後5時(正午～午後1時を除く)

**ところ** 役場 3階 大会議室

**注意** 混雑状況により、午前中に来場されても午後からの相談になる場合があります。

申告書の作成には時間を要しますので、午後4時までにお越しください。

● 次の方の申告相談は役場では受け付けできませんので税務署申告会場(津島商工会議所申告会場)へお出掛けください

- ・ 個人事業者などで青色申告、白色収支内訳書が未作成の方、または作成の相談をされる方
- ・ 分離譲渡所得(株式に係る譲渡所得含む)のある方

- ・ 平成31年1月1日から令和元年12月31日までに住宅を取得

し、住宅借入金等特別控除などの申告をされる方

・ 過年分の申告をされる方

● 申告をされる方へ

マイナンバー(社会保障・税番号)制度が始まり、確定申告書には、「個人番号」の記入が必要となります。申告書に記載されたマイナンバー(個人番号)が正しい番号であることの確認(番号確認)と、申告書等を提出する方が番号の正しい持ち主であることの確認(身元確認)が必要とされています。

原則として、マイナンバーカード(個人番号カード)(番号確認と身元確認)または通知カード(番号確認)と運転免許証(身元確認)などで本人確認を行います。

申告期限は、3月16日(月)までですが、期限間近になると申告会場は大変混雑することが予想されます。お早めに準備して期限内に申告をしてください。

なお、確定申告をする必要がない方で町県民税の申告をされる方も3月16日(月)までに提出してください。

**問合せ先** 役場 税務課  
内線 175・176

### 償却資産(固定資産税)の申告について

償却資産とは、法人や個人が事業を営むために所有している構築物(駐車場の舗装・塀・看板等)、機械および装置(旋盤・電気設備等)、工具・器具および備品(パソコン・机・陳列棚等)などの事業用資産です。これらの資産を所有している方は、令和2年1月1日現在の所有状況を、1月31日(金)までに申告してください。

## 個人事業者の方の所得税・消費税確定申告相談

商工会では、中小企業の事業主の方を対象に、所得税確定申告・消費税確定申告の個別指導講習会を開催します。

申告期限間近になると大変混み合いますので、できるだけ早い機会にお出掛けください。

また、新しく記帳を始める方や記帳について相談したい方、白色申告の方、アパートや駐車場などの不動産貸付を営み、記帳でお悩みの方もこの機会にご相談ください。

**とき** 2月19日(水)・27日(木)  
午前9時30分～午後3時

**ところ** 商工会館講習会等研修室  
**問合せ先** 商工会

☎(442)4511

## 大治町ホームページに バナー広告を掲載 しませんか

詳細は町ホームページを  
ご覧いただくか、お問合せ  
ください。



**問合せ先** 役場 企画課 内線128  
HP <https://www.town.oharu.aichi.jp/banner.html>



## マイナンバーカードって必要なの？



答えは、**もちろん必要です。**

マイナンバーカードが、これ1枚で「本人確認(身分証明書)」と「マイナンバー提示」の両方に使えることは、もう誰でも知っていますよね。でもそれだけじゃないんです。

マイナンバーカードには、もっとたくさんの用途があります。

例えば、国家公務員の職員証や民間企業の社員証、確定申告の電子申告(e-Tax)や、住宅ローン、口座開設などのオンライン手続き、マイナポータルにおける子育てワンストップサービスなどで、すでにその利用が始まっています。

また、新たな利活用シーンとして、お薬手帳・ハローワークカード・教員免許状等との一体化、コンサート等のチケットの不正転売防止、在外投票におけるインターネット投票、カジノへの入場管理や依存症対策など、さまざまな用途について実証・検討が進められています。

つまり、これからの生活において、**マイナンバーカードは欠かせないもの**になるのです。

### 必須アイテムのマイナンバーカード ぜひ、お早めにお作りください!!

役場住民課の無料オンライン申請サービスを利用しませんか。  
機器の操作等は、役場住民課職員がお手伝いしますので、全く心配いりません。

役場にお越しの際は、ぜひ役場住民課にお立ち寄りいただき、マイナンバーカードのオンライン申請をしてください。

**問合せ先** 役場 住民課 内線121・174



⚠ e-Tax(国税電子申告・納税システム)でマイナンバーカードによる確定申告の電子申告を予定している方へ

マイナンバーカードは、交付申請からお渡しまでに約1カ月程度かかります。

新たにマイナンバーカードを取得して、電子申告でのご利用を予定している方は、お早めにご申請ください。

## 広域 イベント 情報



名称	とき	ところ	料金	問合せ先
新春かきぞめ大会	1月11日(土)～13日(月) 受付:午前10時30分～午後3時	海南こどもの国 多目的ホール	無料	海南こどもの国 0567(52)1515